



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2023年9月29日

No. VNM_038

ベトナム贈賄事例に対する危機管理

執筆者：弁護士 [入江 克典](#)

目次

1. はじめに ～海外贈賄に対する規制強化を受けて～
2. ベトナム国内法と域外適用法
3. ベトナム国内法
4. 域外適用法
5. 贈賄事例の危機管理
6. さいごに

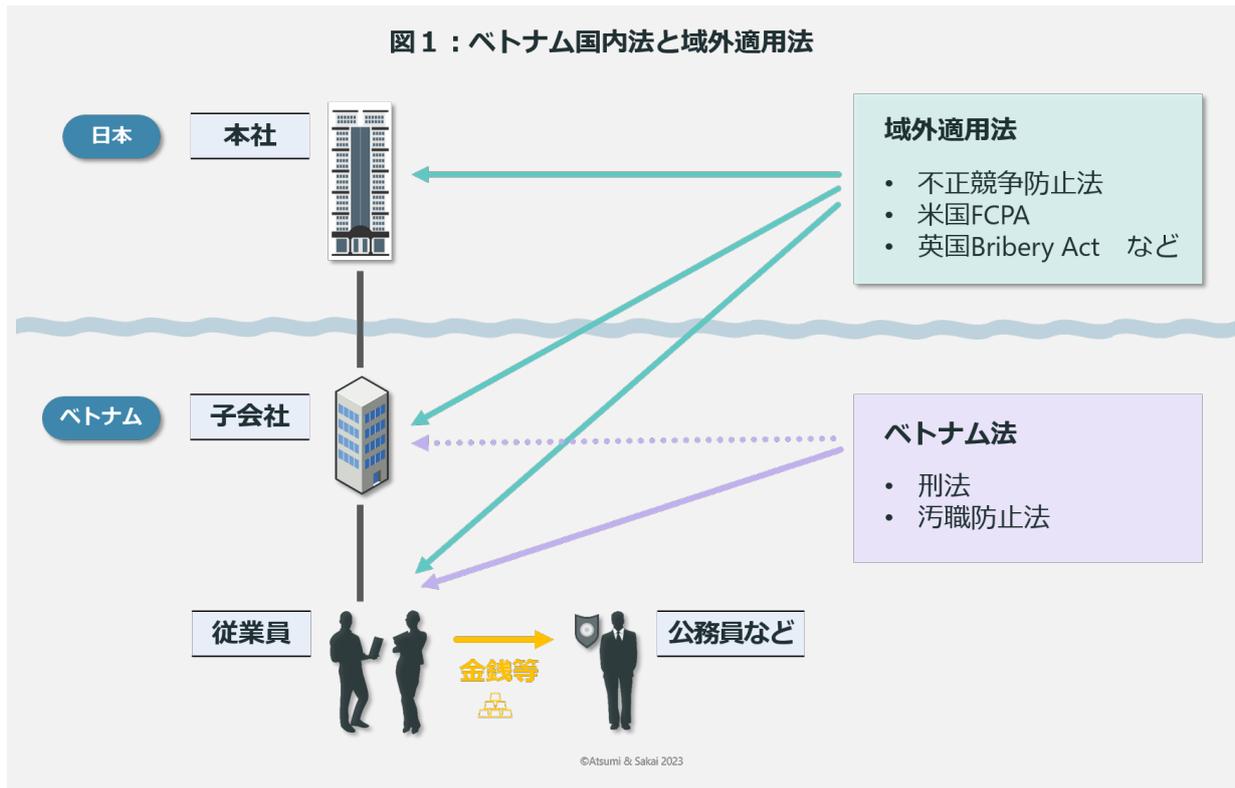
1. はじめに ～海外贈賄に対する規制強化を受けて～

各国政府は、持続可能な開発目標(SDGs)が「あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる」ことを明確な目標として掲げていることを受け(ターゲット 16.5)、企業の海外贈賄に対する規制を強化しています。ベトナムを含む新興国の一部では腐敗が構造化していますが、それらの国での腐敗への関与が発覚した場合には企業価値が毀損してしまうおそれがあります。そこで、新興国でビジネスを行うに際し、組織的に腐敗事例に対する危機管理を強化しておくことが不可欠です。

本稿では、ベトナム内外における贈賄規制及びベトナムにおいて贈賄事例が発生した場合の対応について概説します。

2. ベトナム国内法と域外適用法

ベトナムで事業をするにあたっては、以下の図1のとおり、ベトナム国内の法律のみならず、ベトナム国外の海外贈賄防止規定の適用が及ぶ可能性があることに注意を払わなければなりません。



3. ベトナム国内法

ベトナム刑法(100/2015/QH13)は、第 364 条において贈賄罪を規定しています。

第 364 条 贈賄罪

1. 以下の利益につき、職務、権限を有する者が、贈賄者の利益のために又はその要請に応じて、何らかのことにする又はしないよう、職務、権限を有する者やその他の者又はその他の組織に対し、直接又は仲介を通じて、これを提供しまたは提供しようとした者は、2000 万ドン以上 2 億ドン以下の罰金、3 年以下の非拘束矯正又は 6 年以上 3 年以下の懲役に処す。

- a) 金銭、資産その他の財産的利益が 200 万ドン以上 1 億ドン未満の価値を有する
- b) 非財産的利益

(第 2 項以下省略)

その要点は以下のとおりです。

- ① 金銭などの財産的な利益(200 万ドン以上)のみならず、「非財産的利益」の供与も贈賄の対象となり得ます。例えば、情交の提供や社交的儀礼の範囲を超えた子弟の留学などに対する便宜を供与することもこれにあたる可能性があります。
- ② 贈賄罪の成立には、一定の行為を行わせ又は行わせないようにする「目的」を有することが必要です。例えば、事業に対する許認可を行わせる目的で利益を供与する場合はこれにあたります。

- ③ 公務員のみならず、民間企業の職員に利益を供与した場合も贈賄の対象となり得ます(第 364 条第 6 項参照)。実務対策上、盲点となっている可能性があり、取引先との関係などで要注意です。
- ④ 従業員の贈賄に関して法人を処罰する規定は置かれていません(第 76 条参照)。そこで、図 1 では、ベトナム法によるベトナム現地子会社に対する規制について、点線の矢印により示しています。
- ⑤ 財産的利益の供与の場合、金額が多くなるにつれて重い刑罰が科されるよう定められており、最長で 20 年の有期懲役が規定されています。

また、刑法のほか、汚職防止法(36/2018/QH14)が、贈賄を汚職の一つとして位置付け、公務員のみならず民間事業者に対する贈賄を禁止しています¹。

4. 域外適用法

域外適用法として、本年 6 月に改正法が成立し、海外贈賄に対する規制を強化した日本の不正競争防止法を中心に、米国及び英国の海外贈賄防止規定も合わせて取り上げます。

(1) 不正競争防止法(日本)

不正競争防止法は、第 18 条において、外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止を定めています。

第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)

何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない。

(第 2 項省略)

要点は、以下のとおりです。

- ① ベトナム刑法と同様に、外国公務員等に対する非財産的な利益の供与も対象となります(前記 3①参照)。また、利益の「供与」のみならず、「その申込み」や「約束」も対象です。
- ② 利益供与などが「営業上の不正の利益を得るため」であったことが必要です。解釈上、行政サービスの手続の円滑化のみを目的とした少額の利益供与(いわゆる「ファシリテーション・ペイメント」)は、「営業上の不正の利益を得るため」には当たらないとするものもありますが、明文化されていないため、慎重な対応が必要です。
- ③ 利益供与などの「目的」が、外国公務員等の作為・不作為または他の外国公務員等の作為・不作為のあつせんであったことが必要です。ベトナム刑法と同様に(前記 3②参照)、許認可の取得に

¹ 政令 59/2019/ND-CP も参照

際し、所管省庁の政府職員に対し、金銭を渡す行為が典型例です。実際に許認可が出たかどうかは犯罪の成立と関係がありません。

- ④ 改正により法定刑が引き上げられ、贈賄に及んだ個人(従業員)には、10年以下の懲役及び/または3000万円以下の罰金が科せられ、従業員の行為が法人の「事業に関し」行われた場合、その法人には、10億円以下の罰金が科されることとなりました。
- ⑤ 改正により、日本企業の外国人従業員による海外での単独贈賄行為も処罰対象になり、これにより法人の処罰範囲も拡大しました。ベトナム人従業員に対する管理がより一層重要となるでしょう。

(2) 米国 Foreign Corrupt Practices Act (FCPA)

FCPAは、外国公務員に対する贈賄を禁止し処罰する米国の連邦法であり、米国と接点を持つ日本企業に対しては同法の執行の可能性があります。特に、連邦政府が2021年に腐敗防止戦略を策定して以降²、その適用範囲を広げ、執行を強化しています。詳細の説明は割愛しますが、ベトナムに進出する日本企業がFCPAの提供を受ける可能性があるのは、典型的には以下の4つの場合ではないでしょうか。

- ① 米国市場で上場した日本企業がベトナム政府職員に対して金銭を供与した場合
- ② 日本企業の米国子会社为中心となってベトナム政府職員に金銭を供与した場合
- ③ 日本企業がベトナム政府職員に(米系銀行を介在して)米ドルで金銭を供与した場合
- ④ 日本企業が、米国コンサルティング会社との間で共謀しベトナム政府職員に金銭を供与した場合

なお、FCPAはファシリテーション・ペイメントを処罰対象の例外としています。

(3) 英国 Bribery Act (UKBA)

UKBAは、贈収賄処罰を規定する英国法です。英国で事業を行う日本企業グループにおいて、当該企業の本拠地や贈賄行為が行われた場所を問わず、適用される可能性があります。例えば、英国子会社を持つ日本企業が、ベトナムの公務員に対して金銭等を贈与した場合、UKBAが適用される可能性があります。

UKBAの特徴は、前述したFCPAと異なり、①手続促進のためのファシリテーション・ペイメントも適用対象となり、②公務員だけではなく民間人に対する贈賄も対象となります。一方、③法令上有効なコンプライアンス制度が整っていれば企業責任を免れることとされています³。

5. 贈賄事例の危機管理

贈賄事例にも様々な類型があります。賄賂を要求されたものの金銭供与までは踏みとどまっている初期的なものから、日本本社の役員なども巻き込んで贈賄が発覚する大規模なケースまで種々ありますが、最も典型的なものは、現地法人のベトナム人スタッフを通じて賄賂を要求され、業務遂行のために現地法人の判断として賄賂を交付せざるを得なかったケース、それが内部通報などによって日本本社の耳にも届いてくるケースではないでしょうか。そこで、本稿では、かかる典型的な贈賄事例がベトナムで生じた場合を念頭に、どのように対応すべきかについて検討していきます。

² [United States Strategy on Countering Corruption \(whitehouse.gov\)](https://www.whitehouse.gov/policy/bribery/)

³ 英国司法省の指針を参照：<https://www.justice.gov.uk/downloads/legislation/bribery-act-2010-guidance.pdf>

(1) 平時における取り組み：リスクに対する認識の共有、コミットメント策定・徹底

ベトナムにおいては、物品を贈り合うことでお互いの関係を深める慣習があります。旧正月を迎えたとき、お祝いをするとき、感謝を伝えたいときなどに、お菓子やお花などを送ります。さらに、手続を円滑に進めるための少額の金員の授受が社会構造化しているため、金銭を公務員に交付することが犯罪の構成要件に当たり得るという意識が乏しくなっているようです。贈賄に当たるような事例が発覚した場合も、事柄の重大さに対する認識が乏しく、組織としての対応が後手に回ることがあるように思われます。

そこで、平時における組織の取り組みとして重要であるのは、贈賄事例の重大性の認識の共有です。これまで述べたとおり、ベトナム国内法のみならず域外適用法の適用の可能性があること⁴、従業員個人のみならず法人も(ベトナム法人、日本法人ともに)罰則の対象となり得ることを正しく認識する必要があります。加えて、贈賄の発覚により、会社のレピュテーション、社会的信頼は著しく失墜します。特に、日本の不正競争防止法に関して、これまで執行の対象となった件数こそ多くはないものの、海外贈賄事例が発覚した場合には大々的に報道される傾向にあります。ガバナンスに問題を抱えた企業として、取引、融資、投資の打ち切りという事態を招くことになれば、企業価値の毀損が著しいでしょう。さらに、ベトナムにおいては、政府開発援助(ODA)の関連で汚職行為が発覚、報道される事例も多いですが、国際金融機関は、贈賄などの汚職行為が発覚した場合に、入札資格を停止する等の処分を課しています。世界銀行やアジア開発銀行は、一つの機関が取った処分に対して他の機関も自動的に同様の処分を科す共同措置を採用しています。また、国際協力機構(JICA)は、契約競争参加資格停止措置、受注資格停止共同措置を受けている場合に失格とする措置などを行っています。

また、企業として、腐敗防止に寄与するというコミットメントを策定し、公開することで社内外にわたって周知し、企業内部においてこれを定着させるための取り組み(研修など)を行うことも重要です⁵。ベトナムで勤務にあたる従業員(日本人、ベトナム人いずれも)に対しては、会社のコミットメントに加えて、法律の要件や効果(刑罰)、ベトナムでの摘発事例などについて理解を深めるための機会を提供すると良いでしょう。加えて、ベトナムの慣習に沿った接待贈答ルールの策定や運用も実用的かつ現実的であり、現に取引に関わる従業員に対しては定期的な聴取や事後の文書による報告など通じて十分な監視を実施することも有用です。

(2) 有事における対応：初動/事後

ア. 初動対応

有事における初動対応として、正確な事実関係を把握し、今後の対応方針を決定することが必要となります。まずは、贈賄の事実を通報してきたスタッフとの間で十分な事実関係の聴取を行うこととなりますが、この際、そのスタッフとの信頼関係を構築したうえで、通信内容の秘密とそのスタッフの社内の立場の保護について約束して進めることが重要です。その後、通報された情報に基づいて、決算書類、取引記録や日報などの客観的な資料を収集していくこととなりますが(証拠の保全)、贈賄の関係者により調査が妨害されるのを防ぐため、情報管理を徹底し、調査を内密に進める必要があります。

そのうえで、贈賄の発生に蓋然性があると思われたら、適切な調査体制を構築したうえで、必要十分な調査範囲を設定し、調査を進めることとなります。調査体制としては、コンプライアンス部門などから人材を確保するとともに、危機管理に精通した弁護士(日本・ベトナム)や会計・税務の専門家

⁴ 各社の組織・業務体制から、どの国の域外適用法のリスクがあるのかの洗い出しが重要です。

⁵ 経済産業省「外国公務員贈賄防止指針」を参照：

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/pdf/GaikokukoumuinzouwaiBoushiShishin20210512.pdf

といった外部専門家を確保し、独立性を保ったまま内密に調査を進められる体制とすることが重要です。また、調査範囲としては、適用される可能性がある法令について犯罪が成立するかどうかを検討することとなります。特に、前述のとおり、利益供与の「目的」を有していたことが犯罪の要件(構成要件)となる場合が多いことから、客観的状況から贈賄の動機を調査して特定し、要件に当たるかを慎重に検討します。例えば、税務職員に対する利益の供与に関する事例であれば、その職員により免税または減税を受けるべき背景事情があったのかなどを調査することとなります。

イ. 事後対応

社内調査により贈賄の事実が確認された後の対応としてまず直面するのが、日本本社として捜査機関に対し自主的に申告するか否かです。前述のとおり、日本の不正競争防止法は、両罰規定を置き、日本本社も罪に問われ得る状況であることに加えて、日本本社の経営陣は、会社の価値を損なわないための最善の措置を取らなければ、善管注意義務違反として法的責任を負う可能性があります。贈与された金額があまり多くない場合やベトナム側の悪質性が高いような場合(例えば、税務職員による課税額があまりにも不合理であり、それを回避するために贈賄したような場合)に申告すべきか難しい判断を迫られることもあるかと思いますが、このような場合も含めて、刑事訴訟法上の司法取引を利用することも考慮に入れながら⁶、申告することを基本とすべきと考えます。また、他に類似の贈賄事例がなかったかを合わせて調査したうえで、贈賄に関与した者の社内的な処分、会計・税務上の処理(決算の修正、追加納税など)、社内における再発防止策の検討を進めることとなります。

6. さいごに

以上のとおり、ベトナム内外の法規制について述べた上、贈賄の危機管理について概要を解説しました。SDGs 達成の観点から腐敗防止の要求が高まっている現在、腐敗防止に対する取り組みを見直し、平時・有事を通じたコンプライアンス体制を構築することが不可欠です。

以上

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業のベトナムプラクティスチーム責任編集のニューズレターを隔月でお届けしています。当事務所のベトナムプラクティスチームは、政府当局との折衝・交渉の実績を持つ法律事務所であるA-PAC International Law Firm (APAC) と提携関係を結び、目覚ましい発展を遂げてまいりました。ベトナムプラクティスでは、進出支援、M&A・企業再編、官庁折衝・交渉、企業法務、訴訟・仲裁、撤退、法令調査といった、多種多様な業務に関して、質の高いリーガルサービスを提供するよう努めております。

ベトナムプラクティスメンバー

ベトナム

弁護士 [及川 泰輔](#) (アソシエイト、第一東京弁護士会)

Email: taisuke.oikawa@aplaw.jp

日本

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

⁶ 刑事訴訟法第 350 条の 2 以下。被疑者・被告人と検察官が、被疑者・被告人が検察官に対して捜査の協力的行為をする一方、検察官が被疑者・被告人に対して不起訴などの被疑者・被告人に有利な取り扱いをすることに合意する制度です。

弁護士 [岸田 梨江](#) (パートナー、第一東京弁護士会)
Email: rie.kishida@aplav.jp

弁護士 [上東 亘](#) (パートナー、第二東京弁護士会)
Email: wataru.kamihigashi@aplav.jp

弁護士 [関根 光一](#) (パートナー、第二東京弁護士会)
Email: koichi.sekine@aplav.jp

弁護士 [入江 克典](#) (オブ・カウンセル、東京弁護士会)
Email: katsunori.irie@aplav.jp

弁護士 [宮西 啓介](#) (アソシエイト、東京弁護士会)
Email: keisuke.miyanishi@aplav.jp

当事務所ベトナムプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。
また、その他メコン地域の国々 (ラオス/タイ/カンボジア/ミャンマー) のプラクティスについては[こちら](#)をご覧ください。

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。
渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ベトナムプラクティスチーム
Email: aandsvietnam@aplav.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。